

## 5年ごと利差配当付年金支払特約条項 目次

## この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結  
 第2条 年金基金の設定  
 第3条 被保険者  
 第4条 年金の種類  
 第5条 年金額の計算  
 第6条 年金支払日および年金受取人  
 第7条 保証期間付夫婦年金の年金の一時支払  
 第8条 保証期間付終身年金の年金の一時支払  
 第9条 確定年金の年金の一時支払  
 第10条 年金の分割支払  
 第11条 年金の種類等の変更  
 第12条 特約の解約  
 第13条 年金受取人の変更  
 第14条 年金受取人の死亡

- 第15条 特約の消滅  
 第16条 重大事由による解除  
 第17条 契約者配当金の割当  
 第18条 契約者配当金の分配  
 第19条 管轄裁判所  
 第20条 主約款の規定の準用  
 第21条 ファミリー保険に付加した場合の特則  
 第22条 定期保険に付加した場合の特則  
 第23条 この特約が付加された主契約にリビング・ニーズ特約、ナーシング・ニーズ特約、リビング・ニーズ特約(04)またはナーシング・ニーズ特約(04)が付加されている場合の特則  
 第24条 5年ごと利差配当付学資保険に付加した場合の特則  
 第25条 外貨建保険に付加した場合の特則

## 5年ごと利差配当付年金支払特約条項

(平成9年8月2日制定)  
 (平成25年5月2日改正)

## この特約の趣旨

この特約は、付加された保険契約において支払われる保険金等を、一時支払に代えて年金として支払うことを目的としたものです。

## (特約の締結)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）または、保険金もしくは死亡給付金（以下「保険金等」といいます。）の支払の際は保険金等の受取人の申出により、会社の承諾を得て、主契約に付加して締結し、会社は、保険金等の一時支払に代えて保険金等を年金で支払います。
- 2 この特約が保険契約者により締結された場合で、年金基金の設定時に保険金等の受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約が締結されていたものとして取扱います。

## (年金基金の設定)

- 第2条 この特約が締結されたときは、保険金等の支払事由が生じた時（保険金等の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは締結の時）に、会社所定の範囲内で保険金等（保険金等とともに支払われる金銭を含みます。）の全部または一部を年金基金に充当します。ただし、保険金等の受取人は、会社所定の範囲内で年金基金の追加を請求することができます。
- 2 年金基金は、その設定時において会社の定める金額以上であることを要します。
- 3 年金基金が設定されたときは、年金証書を年金受取人に交付します。

## (被保険者)

- 第3条 この特約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）は、年金基金の設定時の保険金等の受取人となります。
- 2 前項の保険金等の受取人が法人の場合には、被保険者は年金基金の設定時に、その法人が指定した者となります。

## (年金の種類)

- 第4条 年金の種類は、次のいずれかとなります。ただし、第1号に定める保証期間付夫婦年金の選択は、保険金等の支払の際に保険金等の受取人の申出によりこの特約が付加される場合に限りです。

号	年金の種類	年金を支払う場合
(1)	保証期間付夫婦年金	ア. 保証期間中は被保険者の生死にかかわらず、保証期間経過後は被保険者または年金基金の設定日において被保険者と同一の戸籍にその配偶者として記載されていた者（以下「被保険者の配偶者」といいます。）のいずれかが生存している限り、年金を支払います。 イ. 保証期間は、会社所定の範囲内から保険金等の受取人が指定した期間とします。
(2)	保証期間付終身年金	ア. 保証期間中は被保険者の生死にかかわらず、保証期間経過後は被保険者が生存している限り、年金を支払います。 イ. 保証期間は、会社所定の範囲内から保険契約者（保険金等の支払の際に保険金等の受取人によりこの特約が締結されたときは保険金等の受取人。以下、本条において同じとします。）が指定した期間とします。
(3)	確定年金	ア. 年金支払期間中、被保険者の生死にかかわらず、年金を支払います。 イ. 年金支払期間は、会社所定の範囲内から保険契約者が指定した期間とします。

2 年金基金の設定日に、被保険者に戸籍上の配偶者がいない場合には、保証期間付夫婦年金を選択することはできません。

3 年金基金の設定日後、保証期間付夫婦年金において、戸籍上の異動により被保険者と被保険者の配偶者の婚姻関係が失われたときは、次のとおりとします。

号	保証期間付夫婦年金において、戸籍上の異動により被保険者と被保険者の配偶者の婚姻関係が失われたときの取扱
(1)	年金受取人は、ただちにその事実を証する書面を添えて会社に通知することを要します。
(2)	会社は、被保険者または被保険者の配偶者が死亡した場合を除き、年金の種類を次に定める年金に改めるとともに、年金額を会社の定める方法により改めます。 ア. 保証期間中 保証期間付夫婦年金の保証期間と、保証期間の始期および終期を同一とする被保険者に対する保証期間付終身年金 イ. 保証期間経過後 被保険者に対する終身年金
(3)	第1回年金支払日の前日までの間に被保険者の配偶者が死亡したときは、年金の種類を、前号ア.の規定を準用して改めるとともに、年金額を会社の定める方法により改めます。

#### （年金額の計算）

第5条 年金額は、年金基金の設定時における会社所定の率により計算します。

#### （年金支払日および年金受取人）

第6条 年金は次に定めるところにより支払います。

号	年金支払日および年金受取人
(1)	第1回年金支払日 この特約締結の際、会社所定の範囲内で保険契約者（保険金等の支払の際に保険金等の受取人によりこの特約が締結されたときは保険金等の受取人）が定めた日
(2)	第2回以後の年金支払日 第1回年金支払日の年単位の応当日
(3)	年金受取人 保険金等の受取人。ただし、保険金等の受取人が法人の場合を除いて、保証期間付夫婦年金においては、被保険者が被保険者の配偶者より先に死亡したときは、以後の年金受取人は被保険者の配偶者となります。

#### （保証期間付夫婦年金の年金の一時支払）

第7条 保証期間付夫婦年金の場合、保証期間中に年金受取人から請求があったときは、保証期間中の将来の年金の支払に代えて、残余保証期間中の未払年金の現価に相当する金額を一時に支払います。

2 前項の一時金を支払ったときは、次に定めるところによります。

号	一時金を支払ったときの取扱
(1)	年金証書に表示します。
(2)	すでに被保険者および被保険者の配偶者が死亡しているときは、この特約は消滅します。
(3)	保証期間経過後の年金は、保証期間経過後において被保険者または被保険者の配偶者が生存するときは引き続きその生存期間中、年金受取人に支払います。
(4)	前項の一時金を支払った後、保証期間中に被保険者および被保険者の配偶者のいずれかが死亡したときは、この特約は消滅します。

#### （保証期間付終身年金の年金の一時支払）

第8条 保証期間付終身年金の場合、保証期間中に年金受取人から請求があったときは、保証期間中の将来の年金の支払に代えて、残余保証期間中の未払年金の現価に相当する金額を一時に支払います。

2 前項の一時金を支払ったときは、次に定めるところによります。

号	一時金を支払ったときの取扱
(1)	年金証書に表示します。
(2)	すでに被保険者が死亡しているときは、この特約は消滅します。
(3)	保証期間経過後の年金は、保証期間経過後において被保険者が生存するときは引き続きその生存期間中、年金受取人に支払います。
(4)	前項の一時金を支払った後、保証期間中に被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。

#### (確定年金の年金の一時支払)

第9条 確定年金の場合、年金支払期間中に年金受取人から請求があったときは、年金支払期間中の将来の年金の支払に代えて、残余年金支払期間中の未払年金の現価に相当する金額を一時に支払います。

- 前項の一時金を支払ったときは、この特約は消滅します。

#### (年金の分割支払)

第10条 年金受取人から請求があったときは、会社の定める取扱いに従い、1年分の年金額を等分して支払います。この場合、分割支払の回数は、会社所定の範囲内から年金受取人が選択するものとします。また、会社所定の利率で計算した利息を付加して支払います。

- 前項の場合、保証期間経過後に被保険者または被保険者の配偶者の死亡により保証期間付夫婦年金または保証期間付終身年金の支払事由に該当しなくなった際に、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括して年金受取人に支払います。ただし、年金受取人の死亡により本項所定の事由が生じた場合には、年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

#### (年金の種類等の変更)

第11条 保険契約者は、主契約の保険金等の支払事由の発生前に限り、会社の承諾を得て、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。

- 年金受取人は、あらかじめ保険契約者から反対の申出がない限り、年金基金の設定日より第1回年金支払日の前日までの間、会社の承諾を得て、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。

#### (特約の解約)

第12条 保険契約者は、主契約の保険金等の支払事由の発生前に限り、将来に向かってこの特約を解約することができます。

- 年金受取人は、あらかじめ保険契約者から反対の申出がない限り、年金基金が設定された後第1回年金支払日の前日までの間、将来に向かってこの特約を解約し、会社所定の利率により計算した年金基金の元利金を請求することができます。

#### (年金受取人の変更)

第13条 年金受取人は、あらかじめ保険契約者から反対の申出がない限り、年金基金が設定された後第1回年金支払日前に限り、会社に対する通知により、その権利義務一切を第三者に承継させることができます。

- 第1項に定める変更の通知があった場合、会社は、年金証書に表示をします。
- 第1項に定める変更の通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人に年金を支払ったときは、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 保険契約者は、年金受取人を変更できません。

#### (年金受取人の死亡)

第14条 年金受取人が死亡したときは、第6条（年金支払日および年金受取人）第3号ただし書きに該当する場合を除いて、その法定相続人（その法定相続人が死亡した場合、死亡した法定相続人の死亡時の法定相続人）を年金受取人とします。

- 前項の規定により年金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により年金受取人となった者のうち生存している他の年金受取人を年金受取人とします。
- 前2項の規定により年金受取人となった者が2人以上いる場合、各受取人の受取分は、平等の割合とします。

#### (特約の消滅)

第15条 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

号	この特約が消滅する場合
(1)	主契約が保険金等の支払以外の事由によって消滅したとき
(2)	年金基金が第2条（年金基金の設定）第2項の規定に該当しないとき

- 年金基金が設定された後第1回年金支払日の前日までの間に被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。この場合、会社所定の利率により計算した死亡時の年金基金の元利金を年金受取人に支払います。

#### (重大事由による解除)

第16条 この特約の重大事由による解除については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の重大事由による解除に関する規定を準用します。また、年金の一部の受取人に対して主約款の重大事由による解除に関する規定を準用し年金を支払わない場合は、その支払われない年金に対応する部分のみを解除することができます。

- 年金基金の設定日以後に本条によってこの保険契約を解除した場合で、第7条（保証期間付夫婦年金の年金の一

時支払) 第1項、第8条(保証期間付終身年金の年金の一時支払) 第1項、第9条(確定年金の年金の一時支払) 第1項または第15条(特約の消滅) 第2項の規定に準じた金額(以下、本条において「未払年金の現価」といいます。)があるときは、会社は、これを年金の受取人に払いもどします。ただし、年金の一部の受取人に対して前項の規定を適用し年金を支払わない場合で、その支払われない年金に対応する部分の未払年金の現価があるときは、これをその年金の一部の受取人に払いもどします。この場合、払いもどした未払年金の現価に対応する年金額を減額したものととして取扱います。

#### (契約者配当金の割当)

第17条 会社は、会社の定める方法により積立てた契約者配当準備金中から、毎事業年度末に次の特約に対して、会社の定める方法で計算した利差配当を契約者配当金として割当てます。この場合、第3号イ. に該当する特約については、第3号ア. に該当する特約に対して割当を行った金額を下回る金額とします。

号	契約者配当金を割当てる保険契約
(1)	次の事業年度中に年金基金の設定日(第1回年金支払日の到来後については第1回年金支払日とします。)の5年ごとの応当日(第1回年金支払日を含み、以下本条において「5年ごと応当日」といいます。)が到来する有効な特約。ただし、第2号に該当する場合には本号の割当は行いません。
(2)	次の事業年度中に年金の支払期間が満了する特約
(3)	次の事業年度中に前号以外の事由により、消滅する次の特約。ただし第4号に該当する場合には本号の割当は行いません。 ア. 被保険者が死亡したことにより消滅する場合には、年金基金の設定日および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する特約 イ. 被保険者の死亡以外の事由により消滅する場合には、年金基金の設定日からその日を含めて2年および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して消滅する特約
(4)	次の事業年度中に、年金基金の設定日および直前の5年ごと応当日からその日を含めて1年を経過して、第7条(保証期間付夫婦年金の年金の一時支払)、第8条(保証期間付終身年金の年金の一時支払)または第9条(確定年金の年金の一時支払)の規定により、年金が一時支払される特約

2 前項のほか、年金基金の設定日から所定年数を経過し、かつ所定の条件を満たす特約に対して契約者配当金の割当を行うことがあります。

#### (契約者配当金の分配)

第18条 前条第1項の規定により割当てた契約者配当は、次のとおり分配します。

号	契約者配当金	分配の方法
(1)	前条第1項第1号の規定により割当てた契約者配当金	<p>保険契約者が年金基金の設定日前に選択した次の各号のいずれかの方法で分配します。</p> <p>ア. 利息をつけて積立てる方法</p> <p>① 次の事業年度の年単位の契約応当日から会社所定の利率で計算した利息をつけて会社に積立てて置いて、この特約が消滅したとき、または年金受取人から請求があったときに年金受取人に支払います。</p> <p>② 本ア. の規定により契約者配当金を積立てたときは、会社は、そのつど年金受取人に通知します。</p> <p>イ. 現金で支払う方法</p> <p>① 次の事業年度の年単位の契約応当日に年金とともに年金受取人に支払います。</p> <p>② 前①の規定にかかわらず、第7条(保証期間付夫婦年金の年金の一時支払)または第8条(保証期間付終身年金の年金の一時支払)の規定により、年金が一時支払されているときは、次の事業年度の年単位の契約応当日以後、会社所定の利率で計算した利息をつけて会社に積立てて置いて、保証期間経過後、最初に支払う年金とともに年金受取人に支払います。ただし、年金の一時支払が行われた後、残余保証期間中に、被保険者(保証期間付夫婦年金の場合は、被保険者および被保険者の配偶者)が死亡したとき、または年金受取人から請求があったときは、その時まで積立てられた契約者配当金を年金受取人に支払います。</p> <p>ウ. 年金保険の買増にあてる方法</p> <p>① 次の事業年度の年単位の契約応当日に会社の定める方法により、年金の種類をこの特約と同一とする年金保険(以下「増加年金」といいます。)の一時払保険料に充当します。ただし、第1回年金支払日が到来するまでの間は前ア. の規定を準じて取扱います。</p> <p>② 増加年金の保証期間および年金支払期間の各満了日は、その特約の保証期間および年金支払期間の各満了日と同一とします。</p> <p>③ 前①の規定にかかわらず、第7条(保証期間付夫婦年金の年金の一時支払)または第8条(保証期間付終身年金の年金の一時支払)の規定により、年金が一時支払されているときは、次の事業年度の年単位の契約応当日以後、会社所定の利率で計算した利息をつけて会社に積立てて置いて、保証期間経過後、最初に支払う年金とともに年金受取人に支払います。ただし、年</p>

号	契約者配当金	分配の方法
		金の一時支払が行われた後、残余保証期間中に、被保険者（保証期間付夫婦年金の場合は、被保険者および被保険者の配偶者）が死亡したとき、または年金受取人から請求があったときは、その時まで積立てられた契約者配当金を年金受取人に支払います。 ④ 前①の規定にかかわらず、保証期間中または確定年金の年金支払期間中に被保険者（保証期間付夫婦年金の場合は、被保険者および被保険者の配偶者）が死亡した後も年金を支払っている場合は、死亡後に分配される契約者配当金は前ア.の方法に準じて支払います。 ⑤ 本ウ.の規定により増加年金を買増したときは、会社は、そのつど年金受取人に通知します。
(2)	前条第1項第2号および第3号の規定により割当てた契約者配当金	年金受取人に支払います。
(3)	前条第1項第4号の規定により割当てた契約者配当金	次の方法で分配します。 ア. この特約が消滅しない場合 会社所定の利率で計算した利息をつけて会社に積立てます。この場合、前条第1項第1号の規定により割当てた契約者配当金の分配に関する規定を準用します。 イ. この特約が消滅する場合 年金受取人に支払います。

- 前条第2項の規定によって割当てた契約者配当金は、会社の定める取扱いに従い支払います。
- 会社は、増加年金についてもこの特約に準じて、会社の定める取扱いに従い、契約者配当金の割当および分配を行います。
- 契約者配当金の支払時期および支払場所については、主約款の保険金または死亡給付金の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

#### （管轄裁判所）

第19条 この特約における年金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

#### （主約款の規定の準用）

第20条 主約款の保険金等の請求、支払の手続、年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理、ならびに時効に関する規定は、この特約に準用します。

#### （ファミリー保険に付加した場合の特則）

第21条 この特約がファミリー保険に付加されている場合には、ファミリー保険普通保険約款第26条（特約を付加した場合の特則）第2項の規定は適用しません。

#### （定期保険に付加した場合の特則）

第22条 この特約が平準定期保険、平準定期保険（喫煙リスク区分型）または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合には、主契約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取扱います。

（この特約が付加された主契約にリビング・ニーズ特約、ナーシング・ニーズ特約、リビング・ニーズ特約(04)またはナーシング・ニーズ特約(04)が付加されている場合の特則）

第23条 この特約が付加された主契約にリビング・ニーズ特約、ナーシング・ニーズ特約、リビング・ニーズ特約(04)またはナーシング・ニーズ特約(04)（以下、本条において「リビング・ニーズ特約等」といいます。）が付加されている場合には、この特約の規定にかかわらず、リビング・ニーズ特約等の特約保険金については、年金支払を行いません。

#### （5年ごと利差配当付学資保険に付加した場合の特則）

第24条 この特約が5年ごと利差配当付学資保険に付加されている場合には、第1条（特約の締結）第1項の規定にかかわらず、会社の定める取扱いに従い、死亡給付金または学資金を年金で支払います。

#### （外貨建保険に付加した場合の特則）

第25条 この特約が米ドル建終身保険、米ドル建養老保険または米ドル建特殊養老保険に付加された場合には、この特約の年金額は円建として次のとおり取扱います。

- 主契約の満期保険金を年金として支払う場合、主契約の保険期間満了日の前営業日または必要な書類が会社に到着した日（以下「書類到着日」といいます。）のいずれか遅い日における会社所定の為替レートにより満期保険金の全部または一部を円に換算して、年金基金に充当します。
- 前号以外の保険金等を年金として支払う場合、書類到着日における会社所定の為替レートにより保険金等（保険金等とともに支払われる金銭を含みます。）の全部または一部を円に換算して、年金基金に充当します。
- 前項の書類到着日は、会社が指標として指定する金融機関の休業日に該当するときは、その翌営業日とします。
- 第1項各号に定める会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関の対顧客電信買相場（TTB）

(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下まわることはありません。